

# ○津山工業高等専門学校教職員ネーム プレート着用規程

〔平成15年9月30日〕  
規程第15号

改正 平成16年3月19日規程第12号 平成18年4月1日規程第61号  
平成19年2月27日規程第1号

(趣旨)

**第1条** 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に勤務する教職員が着用するネームプレートの取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(着用義務)

**第2条** 教職員は、本校内で勤務中は、学生等教職員以外の者に対し教職員であることを明示するため、原則としてネームプレートを着用しなければならない。

(貸与)

**第3条** ネームプレートは、総務課において貸与する。

(貸与又は譲渡の禁止)

**第4条** 教職員は、ネームプレートを他の者に貸与し、又は譲渡してはならない。

(亡失等届)

**第5条** 教職員は、ネームプレートを亡失し、又は損傷した場合は、別紙様式によるネームプレート亡失等届を総務課に提出し、再交付を受けなければならない。

(返納)

**第6条** 教職員が退職し、又は他の機関へ転出、併任又は出向した場合は、速やかにネームプレートを総務課に返納しなければならない。

(着用の特例)

**第7条** 教職員以外の者で校長が特に必要があると認めるときは、この規程を準用して着用させることができる。

(様式及び記載事項等)

**第8条** ネームプレートの様式及び記載事項等については、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成15年9月30日から施行する。

**附 則** (平成16年3月19日規程第12号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年4月1日規程第61号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年2月27日規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**別表 削 除**

別紙様式

年 月 日

総務課長 殿

所属・職名

氏 名

印

ネームプレート亡失等届

ネームプレートを 亡失 しましたので、再交付して下さるようお願い  
損傷 します。